

大口町高齢者及び障がい者公の施設利用料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に住所を有する高齢者又は障がい者が公の施設を利用する場合の施設利用料を交付することにより、高齢者及び障がい者（以下「高齢者等」という。）の公の施設の利用の増進を図り、もって高齢者等の社会参加の促進と健康の保持増進に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱において、助成の対象となる公の施設（以下「助成対象施設」という。）は、別表のとおりとする。

(助成対象者)

第3条 この要綱における助成対象者は、町内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 満65歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた障がい者

(助成の範囲)

第4条 助成対象者の助成対象とする施設利用は、1月10回を限度とする。

2 助成対象者は、1回の利用につき利用料として100円を助成対象施設に直接支払うものとする。ただし、前条第2号に規定する助成対象者は、助成対象施設に利用料を支払わないものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成対象者が大口町高齢者及び障がい者公の施設利用料助成金（以下「施設利用料助成金」という。）の交付を受けようとする場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は運転免許証等、助成対象者である旨を証する書面を提示し、高齢者及び障がい者公の施設利用料助成金交付申請書（様式第1。以下「施設利用料助成金交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、助成対象者から前項の書面の提示及び施設利用料助成金交付申請書の提出を受けたときは、助成対象者であることを確認し、いきいきカードを発行す

るものとする。

3 いきいきカードの有効期間は、発行の日から当該年度終了の日までとする。

(いきいきカードの提示)

第6条 前条によりいきいきカードの交付を受けた助成対象者が助成対象施設を利用しようとするときは、いきいきカードを受付に提出し、施設管理者による確認を受けた後に当該施設を利用するものとする。

(助成金の交付方法)

第7条 町長は、施設利用料助成金を助成対象者が利用した施設管理者に直接支払う方法により交付するものとする。

2 前項の規定により、施設利用料助成金を交付したときは、助成対象者に対し交付があったものとみなす。

(助成金の請求)

第8条 前条第1項の規定により施設管理者が、助成対象者に係る施設利用料助成金の請求をするときは、高齢者及び障がい者公の施設利用料助成金請求書(様式第2)とその他町長が必要と認めた書類を添えて町長に提出するものとする。

(実施の委託)

第9条 町長は、第5条に規定するいきいきカード発行に係る事務を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に委託することができる。

(不正利得の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により、施設利用料助成金の交付を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、施設利用料助成金について必要な事項は、町長が定める。

附 則(平成20年3月26日 大口町告示第22号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日 大口町告示第 32 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日 大口町告示第 31 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 31 日 大口町告示第 105 号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町高齢者及び障がい者公の施設
利用料助成金交付要綱の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 27 日 大口町告示第 141 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日 大口町告示第 52 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	区 分	所 在 地
大口町健康文化センター	大口町トレーニングセンター	大口町伝右一丁目35番地
大口町温水プール	大口町温水プール（ロッカーを含む。）	大口町伝右一丁目47番地

様式第1 (第5条関係)

高齢者及び障がい者公の施設利用料助成金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所 大口町
氏名
電話番号

下記のとおり高齢者及び障がい者公の施設利用料の助成を申請します。

申請事由	生年月日 等	証 明 書 等
高齢者 (満65歳以上)	年 月 日 (満 才)	1 運転免許証 2 健康保険証 3 パスポート 4 その他
障がい者	年 月 日 (満 才)	1 身体障害者手帳 (級) (手帳番号) 2 療育手帳 () (手帳番号)

※この欄は、記入しないでください。

いきいきカード発行番号	
-------------	--

様式第2（第8条関係）

高齢者及び障がい者公の施設利用料助成金請求書

年 月 日

大口町長 様

公の施設の名称

施設管理者

電話番号

下記金額を請求します。

記

金

円

ただし、 年 月利用分の高齢者及び障がい者公の施設利用料等助成金として

振込先

振込先金融機関名	銀行 金庫 農協	本店・支店
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		